

に今、黄字十六号半印勘合執照を給して存留在船通事梁頤等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正義大夫一員 梁椿

使者二員 馬吾刺 麻布度

通事一員 陳賦

存留在船使者一員 丘刺子

存留在船通事一員 梁頤

人伴二十三名

管船火長・直庫二名 田祥 闍班那

梢水共に一百四十名

嘉靖十二年（一五三三）八月二十日

右の執照は存留在船通事梁頤等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注*この進貢については『明実録』嘉靖十三年三月戊辰の条に記事がある。

1-29-22

国王尚清の、冊封使の帰朝を護送するため都通事林盛等を遣わす執照（一五三四、八、一一）

琉球国中山王尚清、天使の回朝を護送する事の為にす。

今、特に都通事林盛を差わし、封王の宝船を駕駛して福建地方に前往せしむ。除外に、文憑無くば官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、黄字二十一号半印勘合執照を給して都通事林盛に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

天使の宝船を駕駛する都通事一員 林盛 従人五名

嘉靖十三年（一五三四）八月十一日

右の執照は都通事林盛に付し、此れに准ぜしむ

天使の回朝を
護送する事の為にす 執照